

加古川市剪定枝粉碎機貸出要綱

(目的)

第1条 この要綱は、剪定枝粉碎機（以下「粉碎機」という。）を市民に貸し出すことにより、家庭等から発生する剪定枝の有効利用を促進し、廃棄物の減量及び資源化を図ることを目的とする。

(対象者)

第2条 粉碎機の貸出しを受けることができる者は、市内に住所を有する個人及び市内に所在する町内会等の営利を目的としない団体で、市内において所有又は管理する敷地内の剪定枝を自ら処理しようとする者とする。

(貸出期間)

第3条 粉碎機の貸出し期間は、貸出日及び返却日を含めて連続した5日以内とする。ただし、返却日が以下の各号に掲げる日（以下「休日等」という。）に当たるときは、その休日等の翌日を返却日とする。

- (1) 日曜日及び土曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
- (3) 12月29日から翌年の1月3日までの日（前号に掲げる日を除く）

(予約)

第4条 粉碎機の貸出しを受けようとする者（以下「利用者」という。）は、貸出しを受けようとする日の前日までに、予約しなければならない。

(申込み)

第5条 利用者は、前条に規定する予約を行い、貸出日までに剪定枝粉碎機利用申請書（様式第1号）を市長に提出しなければならない。この場合において、利用者は、運転免許証、健康保険証その他住所を確認するための書類を提示しなければならない。

(貸出し)

第6条 粉碎機の貸出しは、前条の規定により申請のあった利用開始日に、利用者が市の指定する場所へ出向き、引き渡す方法とする。

(返却)

第7条 粉碎機の返却は、第5条の規定により申請のあった返却日までに、利用者が市の指定する場所へ運搬し、引き渡す方法とする。

(利用報告書)

第8条 利用者は、返却する際に剪定枝粉砕機利用報告書（様式第2号）を市に提出しなければならない。

(利用料)

第9条 粉砕機の貸し出しにかかる費用は無料とする。ただし、貸出期間中における粉砕機の運搬、維持管理等に要する経費は、利用者の負担とする。

(遵守事項)

第10条 利用者は、次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 破砕機により処理した剪定枝は、利用者の責任において、資源として有効利用し、可燃ごみとしての排出及び市の廃棄物処理施設への搬入を行わないこと。
- (2) 利用上の注意を厳守し、保護具を着用するなど十分な安全対策を講じること。
- (3) 破砕機に異常が生じたときは、直ちに利用を中止し、市に報告のうえ、その指示に従うこと。
- (4) 騒音及び剪定枝の散乱等により、近隣への迷惑とならないよう注意すること。
- (5) 破砕機を転貸しないこと。
- (6) 破砕機を剪定枝の処理以外に利用しないこと。
- (7) 破砕機の管理に十分注意すること。

(貸出しの中止)

第11条 前条に掲げる遵守事項を遵守しなかった場合については、ただちに貸出しを中止する。

(損害の賠償)

第12条 利用者の責めに帰すべき事由により自己若しくは第三者に損害を生じ、又は処理機の全部若しくは一部を滅失し、若しくは毀損したときは、利用者の責任においてこれを処理するものとする。

(補則)

第13条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成29年4月24日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。